

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷四十五第

月五年七十和昭

論叢

鎖國以後に於ける南方への關心…………… 經濟學博士 本庄榮治郎

佛印に於ける信用對策に就いて…………… 經濟學博士 松岡孝兒

新經濟論理…………… 經濟學博士 柴田敬

經濟生活の發達と經濟政策…………… 經濟學士 堀江保藏

研究

テュルゴの社會進歩の理論…………… 經濟學士 出口勇藏

ジュースミルヒの人口學觀…………… 經濟學士 青盛和雄

北支農業と灌漑…………… 經濟學士 山崎武雄

說苑

統制經濟と保險…………… 經濟學博士 小島昌太郎

稅制改革後の租稅統計…………… 經濟學博士 汐見三郎

附錄

彙報

佛印に於ける信用對策に就いて

——特にケリヤンを中心として——

松岡孝兒

序言

私はさきに佛印に於ける信用の性格を論じ、その性格として信用の需要供給間に於ける矛盾性並にその永續性を擧げた。¹⁾更に立入つて言へば信用需要側については極めて稀な例外を除けばあらゆる社會層が信用需要者であること、また其の信用供給側については、その供給量が膨大な需要額に對して極めて不十分な量でしかないといふこと、しかもこのことが佛印經濟地盤の特性によつて未解決のまま永續してゐることを明瞭にしたのである。かくの如き信用需給間の慢性的不均衡は當然に信用利子を極めて高い水準に引あげてゐる。併しまた反面そこには信用需要者側の事情に基く信用供給に關する危険の如きも特に考慮しなければならぬ事情にある。

此の意味に於いて佛印に於ける信用對策の考察上基礎的な經濟地盤の問題は暫く措き直面する難點が二つある。一つは供給に於ける量的不足であり、も一つは信用需要に於ける質的不良である。換言すれば佛印信用の高利に基因する民衆生活の困難を解決するには、その必要とする慢性的信用需要量に對する信用供給量の不足を考慮しなければならず、更にまた之に伴ふ信用供給に於ける需要者側の保證擔保に關する補強調整を必要とするところが問題として考へられる。

- 1) 拙稿：佛印に於ける信用と其の性格(東亞經濟論叢、第一卷 第四號 p. 26)。
- 2) Khérian, G.: Le problème du crédit en Indochine. (Revue indochinoise 1941-II. pp. 634-67)
- 3) 例へば農業貸付金庫、工匠貸付金庫、其の他漁業者、牧畜業者等の同種機關。

故に此の意味に於ける佛印信用對策の根本的基準は經濟的なものであり、法律的なもの如きは補完的なものに過ぎない。従つて法律上高利取締のため百千の罰則を規定しても効果がないと見るべきであり、また實際なかつたのである。かくの如く佛印の信用需要者が法律を無視し、極端に云へば供給者と共力して——ある論者は共謀してとまで云ふ——其の生活のために信用に關する必要悪を犯してゐることは、佛印の信用對策の重點が如何に法律的對策よりも經濟對策に置かれなければならないかといふことを語るものである。尤もこのことは法律的對策が必ずしも無價値であるといふのではない。それは寧ろ實際には經濟對策の補強手段として必要であり考慮されるべきであるとして斷ぜられる。

かかる見解にたつ佛印信用對策の内容は如何。この點についてケリヤンはその所見を發表してゐる。ケリヤンの見解の大綱は二つに歸着してゐる。第一は農工商漁業者等大衆向信用の供給量増加對策であり、第二はかかる目的に基く貸付擔保の補強調整即ちその危險輕減對策これである。⁴⁾

此の所見は勿論全面的には必ずしも問題がないわけではないが、しかしまたその内容に於いて参考とすべきところも亦尠くない。佛印經濟研究上勸案すべきものとして以下その要領を述べよう。

一 信用供給量増加對策

低利信用量増加對策なるものの目標は佛印生産者大衆への貸付資金量の増加である。従つて解決の方向はこの所要増加量を具體化するために必要な手段の研究である。

結論的に云へば實際かかる信用供給量増加策としては特種信用配給機關の仲介による政府資金の運用以外に適

此の點については彼はその論文：-Rôle de la Coopération dans l'Union Indochinoise (Revue indochinoise, 1937-III.) 參照。

4) Khérian, G.: op. cit. pp. 644-5.

5) 拙稿：佛印に於ける信用と其の性格參照。

當の方法はあるまいと言はれてゐる。このことは特種機關に依つて相當量の資金を獲得しなければ佛印の如き特殊状態にある信用需要者の需要資金を補給することができないといふことの必然的結果である。以下項を改めて更にその理由を説明しよう。先づかかる信用供給者が土著住民資本家の場合、次に歐人資本家の場合を假定して夫々考察を試みよう。

A 土著住民資本家の場合、佛印の實際を見れば、其の信用政策は少くも相當長い過渡期を前提としなければならぬ。この限りに於いては土著住民資本家側の積極的な援助を期待することは殆んど不可能である。その理由は次の如くであると言はれてゐる。

第一には土著住民富裕階級は一般に不動産投資に著しく執着してゐることである。最近は都市不動産の投資額が著しく増加してゐる。この點は彼等が嘗て行つた米田獲得への投資と好對照をなす。

第二には土著住民資本家による貸付が行はれるとしても彼等資本家の總收益額について更に問題が残るといふことである。例へば農業信用金庫及び其の他同種機關の預金に對する年利は四パーセントでしかなく、またたとひこれを六又は七パーセントとしても、大量預金を吸収する力は殆んどないのである。何となれば、實際この程度の年利は彼等資本家にとつては好ましい目標ではなく、即ち彼等資本家がもし直接大衆に貸付を行へばその四倍或はそれ以上の収益をあげてゐるのが其の實情だからである。

尚また第三には農業信用金庫加入者の拂込金は佛印の信用需要總額に對して實際上著しく少いのである。このこともまた益々さきに述べた理由を強化してゐるやうに思はれる。

B 歐人資本家の場合、歐人資本家の場合について云へば、彼等の企業は個人組織たると會社組織たるとを

6) 交趾支那については20農業信用相互組合(中央組合を除く)の公稱資本は1938年1月1日に於いて、416,520ピヤートル貸出總額8,675,000である。また東京安南東埔寨の24組合の1938年末の拂込資本は、3,385,000ピヤートル貸出總額は中央地方を通算して5百万ピヤートルである。實質的には面積人口から綜合

問はず一般に餘剰金は専ら自己金融資金として使用されてゐる傾向にある。

更にまた歐人資本家の資本は一般に大企業形態による新企業資金にあてられてゐるものが多いやうである。従つて特に土著住民生産者を目標とする信用配給機關の貸付手段増加のために歐人資本家の協力を期待することは實際には困難である。

以上の論據によつて判断すれば、さきに結論的に述べた佛印生産者大衆の資用し得る資金の本質的な部分は國家によるもの以外は困難であるといふことが認められる。そしてまたかくの如きことは少數貸手の支配に基く高利の壓迫に悩む農村大衆の解放を目標とせる各國の經驗が皆概ね語るところである。

尙またこの問題は、國內植民の見地からも一應認められ得るが、この立場に於いても開拓者に對する政府貸付資金の調達は當然勸考されてゐる。そして一般にかかる國家造出資金に於いてはその貸付の低利であること、しかもその償還期間が相對的に長期であることが特段に考慮されてゐるのである。

以上によつて佛印の低金利信用對策なるものの結論は遂に國家の援助による貸付金融資金調達策以外に方法はないといふことに歸着する。併しこの對策の内容はまた佛印の現在に於ける經濟、金融、通貨に深く關係してゐる。従つてこの問題の具體的解決は今日の場合極めてデリケートである。尙ほ對策の第二として吟味を要するものに低利信用普及對策に於ける危險輕減策がある。第一の對策と併行的に考察する目的を以つて更に此の點を次に検討して見よう。

二 危險輕減對策

すれば其の程度は極めて低い。

7) Khérian, G.: op. cit. pp. 646-7.

8) 此の點では南部に於けるゴム栽培が最も顯著である。Saigon に於ける Union Financière d'Extreme-Orient, 及 Société Financière Coloniale は年産

佛印に於ける國家資金の貸付運用上考慮される危険軽減對策の目標は結局信用分配機關が負擔する危険の軽減を目的とする對策の検討である。

この點から見た問題の重點は信用需要者の提供する擔保に關するものである。これには二つの場合、即ち信用需要者が土地擔保を有する場合と然らざる場合とがある。まづ第一の場合から説明を進めよう。

A 信用需要者が不動産を有する場合¹¹⁾

信用に關する危険軽減の點から見て、信用供給者にとつて最も好ましい條件はこの第一の場合である。佛印では信用需要者が不動産即ち土地家屋を所有する場合はその信用獲得には大して問題はないのであるが、併しこの場合でも少くとも二つの條件がある。第一條件は土地擔保による貸付の正常的な目標は長期信用であつて短期信用ではないといふことであり、第二條件は佛印では擔保價值を完全に保有する土地は少いといふことである。

この中第一の條件は金融の理論的方面から見て殆んど問題のないところである。然るに佛印ではこの種の信用を屢々短期信用にあて、これによつて問題を複雑ならしめてゐる。これ佛印の場合一應考慮されなければならぬ條件である。この問題にはこれ以上たし入る必要はあるまい。

唯第二の條件即ち佛印では擔保とすべき土地がその價值を完全に保有してゐる場合が比較的少いといふことは充分検討を要するところであらう。

實際佛印では信用のため不動産擔保を提供することは事實上大多數の米田所有者にとつては不可能なことである。何となれば彼等は既に己に一應アジア人金貸業者に對してその土地を擔保に提供し以つて融通を受けてゐる場合が多いからである。

7万噸のゴムの大部分の生産及取引を取扱ふ金融會社である。

9) 最も高率は Chetty, その率は年3割5分乃至4割、支那商人は年1割5分乃至3割と謂はれてゐる。

10) 此等の内容については、最近その發表が禁止されてゐるものが多い。參考資

農業信用金庫に於ける加入者数の少いことも一應の理由はこの事情によるものの如くである。同金庫としては土地擔保による貸付を希望することは當然である。然るに實際問題として佛印では土地擔保による信用設定の範圍は著しく之を擴大させ得る法律上の技術が認められてゐる。それは債權者の變更による債務の更改である。この更改は合法的に行はれるものである、即ち現在擔保となつてゐる米田に對して更にその總擔保價值に對して貸付を認めるものである。

この方法の要領は現在の債權者に對し農業信用金庫の如き機關によつて前拂型式による償還を行ふことにあ¹²³る。これによつて事實上信用金庫は、貸付上の權利についてもまた之に關係ある擔保についてもすべて償還を受けた債權者に代位するものである。

かくの如き更改はまた從來の状態に比し二重の改善を債權者に齎す。

(a) 先づ第一に債權者はこの中間的な更改によつて金利の重壓から免れ得る。何となれば債權者に代位した新機關としては政府からその造出信用たる年三乃至四パーセントの最低金利資金を融通され之を運用するので本來低金利で満足すべきものだからである。

(b) 第二は債務者の債務償還に關する改善であるが、それは債務者條件をばある程度引下げるからである。佛印に於ける事情は周知のやうに債務者が高率の利子を支拂ふと共に借金總額を償還することは不可能である。實際またそれだからこれを利用して大多數の債權者は法律又は示談によつて無力な債務者の米田を收奪したのである。そしてこれによつて新土地所有者はそれまでの債務者を單なる小作人又は分益小作人としてしまつたのであ

料としては佛印中央統計局の發表せる“Résumé statistique relatif aux années 1913. à 1940”がある。同統計によれば1940年末に於いて印度支那銀行の銀行券及當座勘定は1938年末の夫々174及50百万フランに對し、280及122百万フランに達してゐると發表されてゐる。これは如何に最近の佛印の通貨信用地

この故に償還を受けた新債権者に代位した新信用機關は或はその主要債務の償還に關しては一層長期な猶豫期間を認め、或は更に割賦による償還を認むべきでありまた認めなければならぬ。實際年償還率が二乃至一五パーセント程度ならば利拂を續けても尙ほ且つ債務の辨濟は可能である。かくして債務者は毎年利子名義で負擔するものよりも遙かに少い負擔で豫定期間に割賦でその債務總額を支拂ふことができることになる。

以上述べた方策は屢々主張されたところであり、特に一九二九年の世界恐慌後農産物價格下落による膨大な債務國に於いては幾度か運用されたところである。

佛印自體に於いても結局一九二九年—一九三〇年の恐慌清算期には上述の見解に準じた方法を適用したのであつた。¹³⁾ 米田は一九二九年に於ける競賣價格の四分の一、また或る場合には五分の一にさへ賣られた。従つて政府は地主の搾取を防ぐため各種の手段によつて干渉したのである。¹⁴⁾ 何となれば土地所有者に對する收奪が次第に激烈となり、ラティフンディア (latifundia) の發生を壓へる必要が起つたからである。¹⁵⁾

此の點について認められた唯一の施策は、一九三二年四月二十九日の大統領令によつて設置された「長期土地貸付局 (Service des Prêts fonciers a long terme 略して S. P. F. L. T.)」である。¹⁶⁾ この機關の目的は一〇・百萬ピヤストルの特別資金を以つて債務整理政策を行ふことである。債権者及債務者側に於ける要求と之に伴ふ司法上の取扱とを慎重に研究した後、この機關は一九三五年末には其の役割を果したのであつた。同年末に於いて資金一〇・百萬ピヤストルの九九・パーセント以上 (正確には九、九六九、三四二ピヤストル) は實際に運用されたが、之によつて債務の整理されたものは二一・百萬ピヤストルに達した。此の間整理を受け負擔を軽減させることとなつたものは、平均的に見て資本に於いて約五〇・パーセント、利子に於いて約七五・パーセントである。

盤が膨脹してゐるかを語るものである。

11) Khérian, G.: op. cit. pp. 648-56.

*Cf.: Article 42. du décret organique du 15 avril 1940.

12) 尤もこの方法の適用には法律上豫見されたゐる金銀及利率に關する一の區定

併しこの貸付局はまた二つの特性を有つてゐて、上述の政策に對し夫々その特性を發揮したのである。以下若干之について述べる。

(a) 第一はかかる場合の更改が純粹に選擇的なものであつたといふことである。従つて債権者は長期土地貸付局の提議を拒絶し得たのである。元來本機關は原則として債権者の債務切下同意によつて債務者に實質的な負擔の軽減を認め、その反對給付として債権者に迅速確實な償還を行ふといふことを認めてゐたのであるからかかる問題が起ることは當然である。

(b) 第二に貸付局は、事實上極めて少數の債務者の負擔を軽減させたに過ぎなかつたといふことである。しかもかかる債務者は大土地所有者で大債務負擔者であつたのである。實際交趾支那について見ると貸付局資金の九四パーセント以上がこの少數者に融通されてゐるが正確に云へば一九三五年末に於いて九、四六七、七〇六ビヤストルである。その整理者數に至つては僅々二六五人を數へるに過ぎないのである。

B 信用需要者が土地を所有せず又は其の土地が擔保に提供されてゐる場合¹⁷⁾
この場合に含まれるものは佛印に於ける大部分の土著農業者及商業者である。ケリヤンは専ら農業者の場合を吟味してゐる。また實際問題としては農業者の場合が重要であらう。

解決すべき問題は次の如くである。即ち農業信用金庫 (Caisse de credit agricole) は如何にせば土地を所有せず又は土地は所有するも既に擔保にあててゐる農業者に對し貸付による恢復を實現し得るかといふことである。

この問題に對する解決策は單一手段を以つてしては不可能である。従つて同時に數手段を併用せねばならぬ。唯その主たる手段が基礎的なものとなり、他の手段が補足的なものとなるであらうといふことは一應考慮される

別條件があつてその範圍でのみ運用されるからそれだけ融通額は少くなるわけである。
17) 此の時期に於ける佛印のうけた打撃は大きかつた。特に1930年の幣制改革直後であつたことは問題を益々困難にした。

ところである。

(a) 基礎的手段¹⁵⁾——農業信用金庫の貸付を受けんとする農業者は、地方農業協同組合にその農産物を貯藏すると共に、その販賣に關する特權をも認める二重の契約を結ぶのである。このことは立法上明かに契約の公開を前提とするものである。この種立法の目標は信用需要者の詐偽に對抗すると共に誠實を裝ふ第三者の共謀にも對抗するものである。

上述の方策は二つの長所を示す。第一は農産物の賣上價格を農業信用金庫の貸付擔保にあてるといふ長所であり、第二は農業協同組合の發展を有利ならしめるといふ長所である。この第一の點は從來の農産物擔保による貸付よりも優秀である。そしてまた農業信用金庫の貸付を受けるためには當然農産物を販賣する協同組合に加入しなければならなくなる。

かくして農業協同組合の活動範圍は貸付の増加につれて漸く實質的にも發展し、之に反し地方金貸業者の勢力は次第に減じてゆく。

併しこの基礎的な方法のみを以つて對策は充分といふわけにはゆかない。その理由は二つある。

第一の理由は災害の突發することである。特に佛印では氣象に關する災害は屢々發生し、收穫の全部又は大部分がその影響を受けることがある。

第二の理由は心理的な誤算によるものである。即ち借手中には前貸資金を轉用するものがあり、かかることは收穫にも變動を及ぼすことがある。

かくて佛印に於ける大部分の貸付が事實上擔保に供さるべき農産物成熟期の數ヶ月前に與へられなければなら

14) Cfr. Touzet: *Economie indochinoise et la grande crise universelle*, 1934.
15) 人口及家族數共に多い米作國では大土地所有は不適當といふ見地にたつからである。
16) Khérian, G.: op. cit. pp. 652-3. 尙此の點については de Feyssal 報告の參

ないとすれば、以上の二つの理由は當然問題となる。尙實際佛印農業者の大部分に積立乃至貯蓄がないことも原則として注意しなければならない。このことは農業者がその最後の農産物を賣却した後幾何もなく又或は直ちに借金を繰り返さなければならぬといふ状態にあることを語るものである。しかもこの最後の農産物の賣上高の大部分は債務の辨濟租税の支拂必需品の買入にあてられるだけである。

佛印農業に於ける金貸業者の勢力の執拗性が説明する事情もまた正にこの特殊性である。¹⁷⁾そしてこのことが金貸業者をして彼等の取引先に對する貸付を農産物の成熟期以前に、また耕作を始める前にさへ與へることにするのである。

従つて金貸業者なるものを抑へるためには金貸業者よりも一層低利な資金を農民に與へるだけでは充分でない。それにはまた農業者に農産物成熟迄に尙相當の餘裕がある時期に於いて資金を融通する方法を講じなければならぬ。

併しかかる農業信用金庫側の行動は必然的に上述せる二つの理由に基く危険を増大することとなる。是れ即ち基礎的の方策をば補足的な他の方法によつて充實することが必要であるとする所以である。

(b) 補足的手段。¹⁸⁾——補足的手段としては次の三つの手段がある。尤も第一手段は現在では適用され得ない。第二手段は極めて有効ではあるがその效力には限度がある。唯第三の手段のみ最も必要な保證を補足的ではあるが農業信用金庫に提供するものである。

(1) 第一の補足的手段は、同一金庫に屬する總借入人員に對して連帶性をもたしめることである。この手段は謂はば一の手段として擧げられるだけであつて、現在では實行性あるものとしては考へられてゐない。その理由

照は參考となる。

17) Khérian, C.: op. cit. pp. 656-64.

18) Khérian, G.: op. cit. p. 657-59.

19) アジヤ的金貸業者の勢力を説明するも一つの理由としては 彼等との間には契

は次の二つの説明によつて明かである。

その第一は今日まで各縣に於ける農業信用金庫は唯一つしかないといふこと、またある場合には二縣に一つしかないといふことである。一縣内に一貸付營業所とすることはその範圍が餘りにも廣すぎる。トンキン・デルタの諸縣又はタン・ホア縣の如き夫々百萬以上の人口を有する各縣に於いて互に面識もない數萬の農業者間に連帶性を作り上げようとすることは明かに無謀に近いといふべきである。

その第二は、義務的に連帶に關して組織をつくることは實際に支拂能力ある農業者からは回避されてゐるといふことである。その代り支拂能力の殆んどないものは進んで金庫に集つて來ることも確かである。そして支拂能力のない一萬人の借手の價値は優秀な擔保を提供し得る數人の債務者にも及ばないことも考ふべきである。

(2) 第二の補足的手段は公田の持分を有する受益者を以つて借手とすることである。この方法は貸付申込者の鄉村有力者による保證に對して貸付を與へるものである。

この方法はタイピン及びナムデン縣に於いて最近二年以來運用されてゐるものである。

この方法は、一九四〇年に於いてこれに加入した信用需要者がこれら兩縣を合して三、三三三人であることを報告してゐる。然るに一九四一年の最初の九ヶ月間に於けるその數は一九、九九一人であるからその増加率は著しい。尙またこの方法は土民の心理ともよく一致してゐるものやうである。

鄉村有力者の擔保は鄉村豪帳にあげられてゐる公田の持分の受益者の擔保と全體的に一致してゐる。この豪帳は希望せる夫々の時期及金額に關し有力者と協議の上作成される。

鄉村有力者は農業信用金庫に對して彼等の負擔する保證への報酬として少額のコミッションを受取つてゐる。

この手續の簡單なのは債務者の債權者の財產状態を充分に知つてゐるからである。佛印信用對策上農業信用金庫側の留意すべき點である。

る。かゝる反對給付はこの場合に於いては何ら問題となるやうなものではない。又資金の拂込及取立ては直接農業信用金庫に對して行はしめ有力者の負擔を追加的に徴收するが如きことは避けるやうにするのが妥當である。かやうな注意を怠るとかかる方策にはとかく誤算が起り易い。元來誤算は東洋のことには多いと思はれるけれども、これを無視していゝものではない。

結局この第二の方策はあらゆる點に關係があり、佛印の如きところでは全面的に普及される價值があるのではないかと考へられる。この方法は信用配給機關に保證を提供することによつて、土地を所有しない者に對しても貸付が認められるものである。

併しこの方策の缺點としては、この方策が大きな公田を所有する鄉村にのみその適用範圍を制限することになるといふことである。安南には公田の全然ない多數の鄉村がある。又大多數の鄉村ではその持分が極めて零細であつて、しかも事實上では鄉村はこの公田の賃貸を行ひ、その賃貸價格を以つて公田所有者の負擔すべき租税²¹⁾の他の負擔の支拂に充ててゐるものが多數ある。

かかる状態では轉じて更に多數鄉村にも適用され得る方策即ち第三の補足的方策を考察するに至るべきことは蓋し已むを得ないところであらう。

(3) かくてこの第三の補足的方策はあらゆる場合に適用され得るものでなければならぬ。そしてそれには相互信用金庫の利用が考慮される。²²⁾

元來安南鄉村内では相互信用金庫は相當に馴化されてゐる。従つて問題はむしろこの第三補足的手段の設立の普及である。

21) 農業信用金庫の内容についてはここでは述べない。詳細はRapport annuels de gestion de l'Office indochinois de crédit agricole et artisanal mutuel 參照。

22) Cfr. Vu-van-Hien: Propriété communale au Tonkin.

23) 元來佛印の農業貸付金庫を組合銀行に変更することは合理的に見て不可能な

併しながらそこにはまた多くの困難が存在することも無視し得ない。従つては解決策は鄉村構成の特殊性と安南人心理の特殊性とを考慮し、その困難を克服しなければならぬ。

安南鄉村が相互信用金庫の組織に有利な存在であるといふ理由には二つの論據がある。その論據は何れも樂觀的主張の根據となつてゐる。

大部分の鄉村ではその住民は安南鄉村の傳統的組織と自治とによつて互に充分相識の間柄にある。これ即ちかかる環境に於いて永續的にしてしかも有效な統制が容易に實現され得ると云はれる所以である。²⁴⁾

尙また特に安南鄉村には傳統的に多くの連帶性に關する原則が認められてゐる。即ち²⁵⁾

1、公田に關する連帶性——公田の管理は少くも原則的には一般的利益に於いて行はれてゐる。この連帶性の原則が數世紀を通じて維持されてゐるのも、また全く公田受益者の共通利益に於いて認められてゐるものである。

2、收稅法規に關する連帶性——數世紀以來各鄉村の納稅は人稅についても地租についても鄉村全員臺帳によつて行はれて來た。従つて鄉村納稅者の個人的負擔力は問題でなく、鄉村臺帳によつて計算された總額の支拂が問題となるのである。實際には臺帳登録者にして支拂能力あるものは、鄉村の貧困者又は罹災者に對する租稅を鄉村の負擔に於いて支拂つてゐる關係にある。この點は最近人頭稅が十四階段に改正され、トンキンに於ける人稅が一層公平になつたといふが依然有力である。實際全般的に見て負擔の程度の差は上述の納稅臺帳の金額の決定の基礎につかはれてはゐるが、人稅臺帳が作成されるのは常に鄉村の名に於いてである。

3、尙ほまたこの連帶は自然的災害に對する準備といふ立場から、更には公の秩序の維持といふ立場から問題

やうである。その理由は各縣の面積と人口とがあらゆる種類の組合銀行の基礎となるべき連帶に關する原則の適用と相容れないからである。

24) Khérian, G.: op. cit. pp. 662-3.

25) Khérian, G.: op. cit. pp. 663-4.

とされてゐる。例へば堤防の修築とか夜間の警防とかの如きこれである。

4、傳統的なものとして尙最近注目すべきものは、森林伐採や建築工事等を行ふため農業信用金庫によつて鄉村に長期貸付を與へ之を鄉村の共同連帯とすることである。

以上の考察はすべて鄉村の實情に基いて行はれるものである。或は相互信用金庫は安南鄉村内部に於ける一の怪奇的存在であると言ふものもあるが失當の觀がある。²⁶⁾

最後にこの第三の補強對策の有つ難點は如何なるものであり、また如何に克服されなければならないであらうか。²⁷⁾

相互信用金庫の實際業務は鄉村の債務支拂者として零細債務者の債務を農業信用金庫に償還するにある。この事實からして鄉村有力者にとつては、鄉村に認められた長期貸付に對し負擔するものよりも一層重大な集團的責務を負はされてゐるわけである。

このことは事實最も重大な問題の一つである。併しそれは次の二つの對策によつて緩和されよう。その第一は鄉村有力者によつて負擔されてゐる危険を軽減させることであり、その第二は鄉村有力者に對して一定の反對給付を與へることである。次にこの二點を説明する。

(1) 鄉村有力者の負擔する危険の軽減——鄉村相互信用組織は無資力者のみの結合では何らの内容もなく従つてその存在にも影響して來る。その意味ではこの組織は鄉村有力者にとつてはむしろ一の負擔でさへある。この點からは鄉村は民衆に對して信用なるものを理解させねばならぬ。例へば満期日といふ觀念について云へば、佛印農業者は從來は極めて恣意的な考方しか有つてゐなかつたのであるから、これらの佛印農業者の心理に根本的

26) 安南鄉村の研究は一面安南無力化に關する諸原因を明にするが同時にまたそれはその發展なり地役なりに有力な特性を與へてゐることは注目すべきであらう。

27) Khérian: op. cit. pp. 664-6.

な改革を加へねばならない。この意味でかかる農民に對しては満期日なる觀念の尊重を連續相當期間に亙つて教へぬかなければならない。換言すれば、満期日なければ如何なる信用體制も育成される見込がないことを教へてまなければならぬ。

この問題の發展を促進するためには特に二つの方法を必要とする。

一は農民大衆にその眞の利益を了解させるために彼等に對してあらゆる形式の宣傳を不斷に行ふこと、
二は農民大衆中この問題に誠意なきもののブラック・リストを作成することこれである。實際惡質のものには將來は之に農業信用金庫の貸付を認めないやうにするのが當然である。蓋し決定的に抹殺し承認しないといふことに關する危惧は上述の宣傳効果を大ならしめるからである。

併し有力者の負擔を過大ならしめないためには別個の手段も考慮しなければならない。それは之に農業信用金庫として満期日の繰延を認めしめることである。勿論この満期日の繰延は自然的災害の犠牲者のやうなもので全然誠實な債務者に對してのみ適用されるべきは斷るまでもない。

此等各種對策はたしかに鄉村有力者の責任を一應は減ぜしめる。このことは長期的に見るときに特に然りである。併しかれら有力者の責任なるものは完全になくなるものではなく、農業信用金庫の馴化には特にその負擔は重大なものとなる。この點からは彼等のために代償問題を考慮する必要があらう。

(2) 鄉村有力者に對する代償——大部分の鄉村有力者に對する代償として現在少くとも注目してゐるものは次の二種類である。

第一は農業信用金庫をして鄉村有力者の信用保險料的な保證金に對し公正な便宜を供與することである。

金庫が公田所有者に認めた貸付を保證する有力者に對してかくの如き便宜を認むべしといふ主張は、決して新しいことではない。またこの方法は部落相互間の信用金庫に於いても其の他の事情が同一であつたならば適用されるべきでもある。これはよしんばその規定が從來の信用金庫規定と相容れない場合でも適用されていいと思ふ。實際かくの如き舊體制に對する批判は、安南鄉村の環境に於ける一般信用金庫の大成の上に避くべからざるものである。

尙保證金の問題に關しては數種のものが考へられるが、その形式は何れにせよ本質的な點は鄉村經濟に一般信用金庫を採用するといふ事實から鄉村有力者によつて負擔さるべき新危險に對し公正な反對給付を提供することである。

第二には、また必要な場合、鄉村の相互連帶の最後の負擔をする有力者に對して一定の名譽を認めることである。低金利貸付の實現を容易ならしめるに與つて力があつた事實はたしかに社會事業的に表彰さるべきものと認められ得るものである。

かやうな點に於いては多くの方法が併用されていい。例へば住民有力者間に若干の階級を設けるとか、勳章又は記章を授與するとか、或は社會に對する功勞を表彰する目的の下に新規定を作るがごとき。或はまたこれによつて最大の効果を達成するため、その選擇を有資格者間に一任することも一案かのやうに思はれる。

結 論

以上佛印に於ける信用對策の研究をその地盤に關するものを除いて一應述べたつもりである。佛印住民經濟は

各方面に於いて數年以來著しい進歩を示したけれども、なほ依然高利貸業者の本據であるといふ點に於いて愈々低利信用政策の必要を示すものである。

ケリヤンも言つてゐるやうに「信用需要者階級にとつて金利の著しい引下を規定する政策の實現に對して絶對的に障礙となるものは存在しない。併しその代り大部分の解決策は若干の難點を包藏するものであり、その克服は佛印の實際と調和する方法によつてのみ可能である。かくて必要な方法がその最大の効果を達し得るまでには多少長い過渡期を考慮する必要があるやうに思はれる」²⁸⁾といふその結論は一應穩當な見解である。唯彼が述べた見解はあくまで佛印郷村の存在をフランス經濟の現段階に於いて取扱つたものが多い。佛印が日本と共に東亞的存在を明確にするにもまたフランスと共にその甦生の途を進むにも、之を統治する政府及郷村を指導する有力者には尙一層遠見的な犧牲的指導精神が要請されるのではなからうか。この犧牲的な指導精神によつて佛印大衆の無智を啓き無氣力を奮ひたすべきではなからうか。然らずしてその對策を舊資本主義體制下に於ける方策の範圍内に止まらせるとせば、その結果は既に示したやうに少數有力者に利益を齎した以外たいした効果をあげ得ないこととなる。最近のことに限るとしても我々は既にこのことをアジア經濟地盤の各方面即ち滿洲國北支蒙疆中南支等に於いて餘りにも多く經驗した。この意味に於いてケリヤンの佛印信用經濟の把握の仕方には異存はないが對策には一抹の物足らなさを禁ずることができない。特に東亞最近の緊迫せる事情の下に佛印土著住民の生活を一日も早く自立させ向上させることの必要なる秋に於いて尙更である。

28) Khérian; op. cit. p. 668.